平成２５年（フ）第２３９号
広島県福山市大門町４－17－５－105、住民票上の住所広島県福山市手城町３丁目９番11号
破産者　高村美佐子
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６４２号
熊本市中央区水前寺１丁目26番11号　アメニティスペース88　401号
破産者　松井　哲也
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
北海道北斗市清川443番地
破産者　渡邊　眞治
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２５９号
青森市大字六枚橋字不浪知80番地１
破産者　佐藤　広光
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西55番地11
破産者　高橋　敏美
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１１２号
福島県郡山市富久山町久保田字愛宕37番地の１　広瀬コーポ202号
破産者　榊枝　文子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４１６号
千葉県千葉市美浜区高洲３－３－４　高洲第一団地303号、開始決定時の住所茨城県水戸市袴塚３丁目11番37号
破産者　渡邊真太郎
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０９号
新潟県新発田市中央町４丁目４番５号
破産者　谷川　行男
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５３号
山梨県富士吉田市新西原１丁目24番11号
破産者　堀池　雅人
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
岐阜県羽島市堀津町前谷74番地１　サンシャイン12　303号室、破産手続開始時の住所岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2444番地の４
破産者　杉山　一宏
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
静岡県沼津市若葉町９番11号　センチュリー若葉202号、前住所静岡県沼津市大諏訪872番地の１
破産者　一牛　利明
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
静岡県沼津市若葉町９番11号　センチュリー若葉202号、前住所静岡県沼津市大諏訪872番地の１
破産者　一牛都紀子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３７８号
静岡県浜松市南区四本松町331番地
破産者　大石　康夫
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
静岡県湖西市新居町新居2681番地の１　ヘマソラールＡ102、前住所静岡県浜松市南区恩地町246番地の９
破産者　鈴木　一裕
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
静岡県磐田市福田5495番地111　フロントヒルズⅢ303号
破産者　櫻田　範夫
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４号
大津市柳が崎９番17－604号、開始決定時の住所大津市唐崎１丁目２番19号　かぎやハイツ５号室
破産者　西川　朋子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３号
大津市桜野町２丁目16番８号　メゾン琵琶301
破産者　速水ゆかり
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４５号
滋賀県高島市新旭町北畑３丁目５番地25、前住所滋賀県高島市新旭町旭1049番地２
破産者　北川喜美子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部